

第7章 一般保険料・調整保険料・介護保険料

1. 一般保険料・調整保険料及び介護保険料の算定方法

一般保険料・調整保険料・介護保険料は、標準報酬月額・標準賞与額にそれぞれの保険料率を掛けて算出します。

(1) 標準報酬月額

被保険者の資格取得届・月額算定基礎届及び月額変更届により決定します。

(2) 標準賞与額

賞与支給の都度、賞与支払届により決定します。

(3) 保険料率

ア. 一般保険料率

当組合規約により定められています。なお、一般保険料の内訳として基本保険料率、特定保険料率が定められています。

(ア) 基本保険料率

保険給付費、保健事業費、事務費等の健康保険組合の事業運営のために要する保険料率です。

(イ) 特定保険料率

後期高齢者医療制度等の高齢者医療制度を支えるために要する保険料率です。

イ. 調整保険料率

1,000分の1.3を基準として、健康保険組合連合会が健康保険組合の財政状態に応じて定めます。

ウ. 介護保険料率

毎年の介護納付金を第2号被保険者である被保険者と特定被保険者全員の標準報酬総額で割り、その率を基準に決定します。

(4) 負担割合

当組合規約により定められています。

(5) 保険料の計算及び端数の整理

報酬月額分並びに標準賞与額の保険料は、それぞれ被保険者毎に次の計算式により算出します。

(健康保険料と介護保険料はそれぞれ別に計算します。)

健康保険料

標準報酬月額 × (一般保険料率 + 調整保険料率) = 保険料

標準賞与額 × (一般保険料率 + 調整保険料率) = 保険料

介護保険料

標準報酬月額 × 介護保険料率 = 保険料

標準賞与額 × 介護保険料率 = 保険料

ア. 被保険者個人(事業主負担と被保険者負担の計)の計に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- イ. 被保険者負担に円未満の端数が生じた場合は、50銭を超えるときは切り上げ、50銭以下のときは切り捨てます。
- ウ. 事業主負担は、ア. の被保険者個人の保険料から イ. の被保険者負担を差し引いた額。
- エ. 被保険者個人（事業主負担と被保険者負担の計）の保険料を集積した額が事業所の保険料となります。

(6) 一般保険料と調整保険料

- ア. 調整保険料は、標準報酬月額に調整保険料率を乗じて被保険者毎に算出します。
- イ. 被保険者毎の調整保険料に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- ウ. 被保険者個人（事業主負担と被保険者負担の計）の調整保険料を集積した額が事業所の調整保険料となります。
- エ. 上記（5）の エ. の事業所の保険料から調整保険料を差し引いた額が一般保険料となります。

(7) 特定保険料

それぞれ被保険者毎に次の計算式により算出します。

$$\text{一般保険料} \times \text{特定保険料率} \div \text{一般保険料率} = \text{特定保険料}$$

- ア. 被保険者個人（事業主負担と被保険者負担の計）の計に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- イ. 被保険者負担に円未満の端数が生じた場合は、50銭を超えるときは切り上げ、50銭以下のときは切り捨てます。
- ウ. 事業主負担は、ア. の被保険者個人の保険料からイ. の被保険者負担を差し引いた額。
- エ. 被保険者個人（事業主負担と被保険者負担の計）の保険料を集積した額が事業所の保険料となります。

(8) 基本保険料

- ア. 被保険者毎の一般保険料から上記（7）のア. の保険料を差し引いた額が基本保険料となります。
- イ. 被保険者負担に円未満の端数が生じた場合は、50銭を超えるときは切り上げ、50銭以下のときは切り捨てます。
- ウ. 事業主負担は、ア. の被保険者個人の保険料からイ. の被保険者負担を差し引いた額。

2. 被保険者資格取得、資格喪失したときの保険料

- (1) 資格取得・・・取得した月から徴収します。
- (2) 資格喪失・・・前月より引き続き（当月取得を除く）被保険者であった者が喪失した場合は、喪失した月は徴収しません。

※介護保険料の資格取得、喪失にかかる保険料については、第15章介護保険法を参照してください。

3. 産前産後及び育児休業期間の保険料免除

被保険者が産前産後及び育児休業した場合は、休業等開始日の属する月から休業を終了した日の翌日が属する月の前月まで一般保険料・調整保険料・介護保険料を免除します。

4. 保険料の納付義務

事業主は、健保組合より告知された事業所分保険料（事業主負担、被保険者負担）を一括して納付しなければなりません。

なお、保険料の告知は健保組合より該当月の翌月10日までに事業主へ行います。

事業主は法律によって、保険料納付の義務を負っており、当月分の給料から前月分の保険料（被保険者負担分）を源泉控除してよいことになっています。（ただし、退職等で資格喪失する場合で当月分の保険料の徴収があるときは、その分も合わせて控除することができます）

5. 保険料の納付期日

保険料の納付期日は、告知書を発行した月の末日（末日が金融機関の非営業日のときは翌営業日）です。

6. 督促と延滞金

保険料が納期を過ぎても納入されないときは、期限を指定した督促状により督促を受けます。その指定期限を過ぎても納入されないときは、国税滞納処分の例により財産差押えなど強制徴収の権限が健康保険組合に与えられています。

また、督促状の納付期限の翌日から保険料完納または財産差押えの日の前日までの期間、年率14.6%の延滞金が課せられます。

7. 保険料の納入手続き

当組合では、北海道信連を代理収納機関と定めて収納事務を行っています。

(1) 毎月10日頃までに納入告知書を事業所へ送付しますので、納入告知書にある当組合の口座へ振込してください。

納入告知書は北海道信連との契約による書式のため、他の金融機関では使用できない場合があります。また、北海道信連本所の窓口から振込む場合は、振り込み手数料はかかりません。

(2) 貯金口座振替を希望する事業所については、「道内農協」または「北海道信連本所」にある口座から口座振替ができます。

口座振替日は、毎月25日（非営業日の時は翌営業日）です。

※当組合では、保険料の払込忘れの防止、事務負担の軽減のためできる限り口座振替による保険料の納付をお勧めしています。